

ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用に係る指導要綱

〔昭和 52 年 4 月 15 日〕
環境局長 決 裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「住み」「働き」「憩う」というポートアイランドの土地利用基本方針に基づき、ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用について必要な事項を定めることにより、生活環境を保全することを目的とする。

(濃度基準)

第 2 条 燻蒸施設から排出される有害物質（シアン化合物、臭化メチル及び燐化水素をいう。以下同じ。）の着地濃度基準は、次表のとおりとする。

有害物質の種類	着 地 濃 度 基 準
シアン化合物	1 立方メートル当たり 0.07 ミリグラム以下（シアンとして）
臭 化 メ チ ル	1 立方メートル当たり 0.3 ミリリットル以下
燐 化 水 素	1 立方メートル当たり 0.003 ミリリットル以下

2 シアン化合物による燻蒸施設から排出されるシアン化合物の排出口濃度基準は、シアンとして 1 立方メートル当たり 20 ミリグラム以下とする。

(施設基準)

第 3 条 シアン化合物による燻蒸施設は、シアン化合物の適正な処理施設で市長が認めるものを設置することとする。

(燻蒸の禁止)

第 4 条 別図に示す燻蒸禁止区域においては、燻蒸施設の設置及び燻蒸作業を禁止する。ただし、有害物質の適正な処理施設を設置していると市長が認めるものについては、この限りでない。

(排出時の注意)

第 5 条 燻蒸後の廃ガスを排出する場合は、風向等気象条件に注意し、別図に示す環境保全区域の生活環境に影響を及ぼすと思われるときは、排出を中止する等の措置を講じるものとする。

(測定記録)

第 6 条 燻蒸後の廃ガスを排出するときは、常時排出口において有害物質の濃度を測定し、その結果を記録するものとする。

2 前項の記録は、1 年間保存するものとし、市長の請求により提出するものとする。

(承認願い)

第 7 条 燻蒸施設を設置しようとする者は、様式第 1 による燻蒸施設設置承認願いを市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

(承認)

第8条 市長は、前条の願出がこの要綱の規定に適合していると認める場合は、その設置を承認し、様式第2による燻蒸施設設置承認通知書を設置しようとする者に交付するものとする。

(遵守義務)

第9条 燻蒸施設を設置するものは、この要綱に定める事項を遵守するとともに、市長の指導に従うものとする。

(処理技術の開発)

第10条 燻蒸施設を設置する者は、臭化メチル及び燐化水素の処理技術の研究開発及びその導入に努めるものとする。

(適用除外)

第11条 この要綱の施行の際、現に設置している燻蒸施設及び現に設置を計画している燻蒸施設については、第4条の規定を適用しないものとする。

(特別規定)

第12条 この要綱の施行の際、別図に示す燻蒸禁止区域において現に設置を計画している燻蒸施設については、前各条の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 別図に示す環境保全区域の敷地境界鉛直線上において、第2条第1項の表に掲げる着地濃度基準に適合していること。
- (2) 30メートル以上の高さの排出口を設置すること。
- (3) 風速が毎秒1メートル以下の場合、燻蒸後の廃ガスの排出を中止する等の措置を講じること。
- (4) 風向風速計を設置すること。
- (5) 燻蒸作業を実施するにあたっては、その都度、事前に環境局公害対策部^{*}に連絡し、その指示に従うこと。
- (6) 燻蒸作業を終了したときは、その都度、第6条第1項の記録を環境局公害対策部^{*}に提出すること。

(施行の細目)

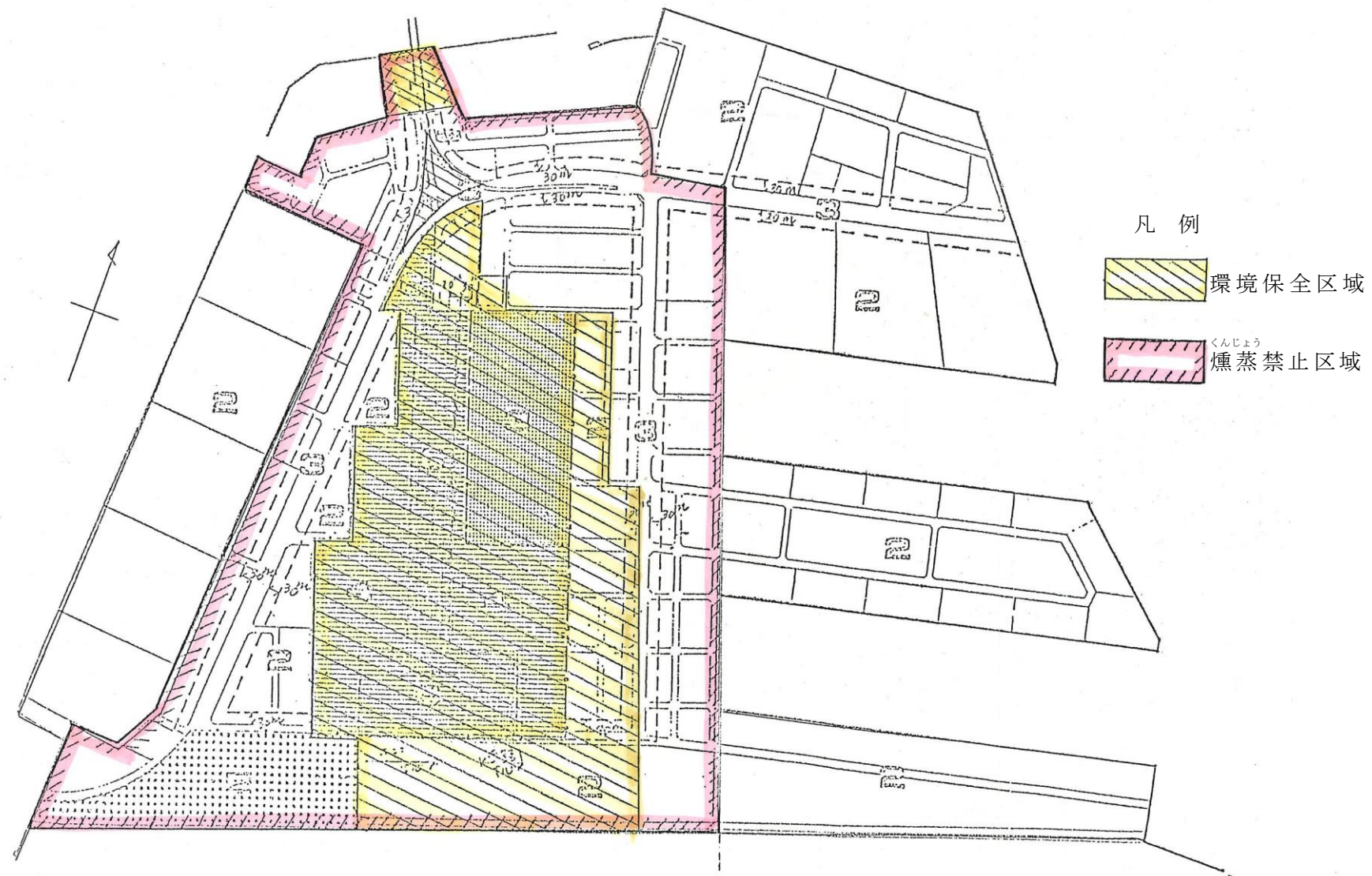
第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月15日から施行する。

* 組織改正に伴い「公害対策部」は「環境保全課」に読み替える。

別図（第4条、第5条、第12条関係）



様式第 1 (第 7 条関係)

燻蒸施設設置承認願い

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所 (法人にあっては, その所在地)

氏名 (法人にあっては, その名称及び代表者の氏名)

燻蒸施設を設置したいので, ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用に係る指導要綱第 7 条の規定により, 次のとおり申請します。

事業場の名称		
事業場の所在地		
施設概要	燻蒸倉庫の数及び容積	
	排出口の高さ, 口径及び排ガス量	
	倉庫内燻蒸濃度	
燻蒸対象物及び薬剤		
燻蒸工程及び頻度		
工事着手及び使用開始年月日		

注) 付近見取図, 施設配置図, 施設構造図, 排出口の構造図及び計算書を添付すること。

様式第 2 (第 8 条関係)

神環公第 号

平成 年 月 日

申請者

様

神戸市長

印

燻蒸施設設置承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった燻蒸施設の設置を下記のとおり承認したので、ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用に係る指導要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記

承認年月日		年	月	日
遵守事項	燻蒸対象物及び薬剤			
	排出口の高さ、口径及び排ガス量	ppm mg/m ³	以下かつ	m ³ N/30分 g/30分 以下
	排出口濃度等			
	その他			
備考				